

料金設定について

1. 出願時の料金

特許・実用新案・意匠・商標の何れについても、出願時の費用は一般的であるかやや低額に設定しています。

特許・実用新案

請求項3つ、明細書10枚、図面5枚 の場合
25～30万円（特許庁の印紙代14,000円、消費税含む）

請求項の数および明細書・図面の数が多くなれば費用は増加します。ただし、この2年間の実績では、請求項がさらに多い案件も多数あるなかで、全体の70%の案件が30万円以内に収まっています。

商標

指定商品・役務の区分3つ の場合
約11万円（特許庁印紙代29,200円、先行商標調査費、消費税含む）

指定商品・役務の区分1つ の場合
約7.5万円（特許庁印紙代12,000円、先行商標調査費、消費税含む）

2. 拒絶理由対応などの中間手続き費用

中間作業の費用につきましては、要した時間に応じて手数料を算出します。

審査過程にある案件の手続き	1万円/時間
登録後の案件の手続き	1.5万円/時間

例えば、拒絶理由対応で、登録許可の出ている請求項2を請求項1に加える補正を行う場合の作業工数は数時間で済みます。ただし、作業内容が簡単な案件においても特許庁に対して意見書および補正書の双方を提出しますので、例えば過去の弁理士会の料金規定では、意見書・補正書毎に内容に拘わらず定額の手数料が設定されていました。現在でも類似の料金算出方法が採られている場合があります。その場合には作業内容と請求費用との間に乖離が生じてしまいます。

弊所では作業を時間管理することで合理的な費用算出を行っています。

ただし、弊所提示の作業時間と依頼者様が感じられる作業時間とが一致していることが重要です。そのため、中間作業に際しては、応答方針立案時や、応答案作成時の御連絡等を含めて依頼者様と進捗状況を共有致します。その後、仕上がった意見書・補正書の内容をご確認頂いた上で費用算出を行います。

3. 成功報酬について

弊所では、案件が登録された際の成功報酬は頂いておりません。

一般的には、出願案件の登録時に成功報酬を求められます。これは各種士業全体に残っている風習のようなものです。

依頼者様への説明理由としては、成功報酬の分は本来出願手数料に含めるべきだが、仮に登録されない場合も想定されるので手数料の一部を後納して頂いている、というものでしょうか。

しかし、出願手続きや中間応答手続きに際しては、その時の最善の明細書や応答案を作成するものであり、要した作業費用は都度請求させて頂くべきと考えます。弊所が中間作業費用を時間制にしているのもそのためです。

成功報酬は一般に高額です。例えば3件分の成功報酬が不要となれば更に特許出願を1件追加してはどうでしょう。その方が、依頼者様も代理人も有益であると考えます。